

# 苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 6 回 定例委員会		
日 時	平成 19 年 4 月 27 日	自 15 時 00 分	至 17 時 25 分
場 所	苫小牧市役所庁舎 9 階第 1 委員会室		
出席委員	委員長 吉本俊憲 委員 鈴木正樹 委員 佐藤郁子 委員 佐藤守 委員 山田眞久		
欠席委員			
会議録署名委員	山田委員		
会議録作成職員	総務課総務係主事 上川 裕樹		
事務局職員	学校教育部長 澤田石綱紀 スポーツ生涯学習部長 今田和史 総務課長 照井進 総務課副主幹 池渕雅宏 総務課総務係主事 上川 裕樹		
会議案件	別紙のとおり		
会議の経過概要	別紙のとおり		

1 委員会開会の宣言（吉本委員長） ……15時00分

2 会議録署名委員の指名（山田教育長）

3 報 告（山田教育長）

- ・ 委員におかれては、5日のウトナイ小学校開校式典、11日の第1回定例校長会議への出席及びその後の小中高校長転入歓迎会への参加をしていただき、感謝申し上げる。
- ・ 本年度から、ウトナイ小学校・大成小学校・糸井小学校・日新小学校の4校に特別支援学級が新たに設置され、開級式が行われたところである。

(1) 人事異動関係

- ・ 市職員の4月1日付部長・次長職人事、及び4月13日付課長・課長補佐人事については先の委員会で報告したが、本日、5月1日付一般職員人事異動の内示が行われる予定となっている。
- ・ 教職員人事の概要として、こちらも先の委員会で概要報告したが、最終的に校長7名・教頭6名が市外・行政から着任、一般教職員では市外から49名の教諭、4名の養護教諭、1名の事務職員を迎え、さらに新採用者として16名が入った。

(2) 教員の懲戒免職処分報告

- ・ この件については、以前の教育委員会において説明し、処分内申を道教委にあげる合意をいただいたが、昨日、道教委は教職員の処分を発表したところである。いずれにせよ本市の教員が飲酒運転で懲戒免職を受けたという誠に遺憾な事態である。
- ・ 事故の概要については省略するが、市教委としても学校にとっても、常に教員は信用

失墜行為を起こさないように、ましてや、交通事故は他者を巻き込み、最大の不幸を招くことを自覚するよう、これまで指導を重ねてきたが、こうしたことになり、市民の教師や学校に対する不信を招いたことを深くお詫びしなければならない。一人の事故が全体の信用を失う。これが公務員という宿命であり、改めて職務上の義務、身分上の義務を自覚するよう、昨日の臨時校長会議の際にも通知を出し、各学校での指導強化を指示したところである。

- 子ども達への影響であるが、この教師は精神疾患を患い、1年半にわたり病気休職中であったため、当時から期限付き教諭が配置されている。受け持っていた生徒もこの3月には卒業していることから、精神的な動搖は少ないと思われる。なお、プライバシーへの配慮から病気のことは報道機関・道教委も触れておらず、飲酒運転イコール免職というルールで処分発表されている。

- いずれにせよ、学校には心の病を抱え休職中の教師がいるが、校長としてもこうした職員の監督は難しいところである。しかし、可能であれば本人と接触、あるいは医師や家族・配偶者と連絡を取り合い、定期的に症状を聞き取ることは必要であると考えており、充分配慮するよう併せて指示したところである。

### (3) 教育改革三法案の概要について

- 3月30日に国会に「学校教育法の一部を改正する法律案」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」、「教育職員免許法及び教育公務員条例の一部を改正する法律案」が上程された。

(以下、概要について別添資料に基づき説明を行ったため、内容については省略)

### (4) 4月24日実施の全国学力・学習状況調査について

- 各学校からの報告をまとめたが、大きな混乱はなかったと聞いている。個人情報は守

られるのか、成績の公表があれば序列化や競争が増すのではないかと学校関係者や保護者が純粋に疑問を持っていることはよく理解できる。

- 教育委員会としては、先にご審議いただき、実施を決定したが、その理由として、これまで文部科学省は教育課程の編成にあたりプランの段階、つまり学習指導要領を義務教育の基準と定めることの責任は果たしているが、実践と評価は学校や市教委任せとなっていたことから、これを見直し国が教育政策に反映させ、責任を果たしたいという方針は理解できるという考え方で、むしろ問題はこの後の結果の扱いについて、慎重にすべきというのが委員の一致した意見だったと思っている。

- 今回の調査で初めて教育政策の一貫プロセスが確立し、今後の教育政策に反映される訳であるが、端的には間もなくまとめられる次回の学習指導要領に今回の実態が生がされることや学力が低い原因を探り、教育環境に遅れのあるところへの対策を期待していくみたいと思っているところであり、序列化や必要以上の競争を促すような公表のあり方は本位ではないと考える。札幌市は政令都市なので道教委とは別に独自方針をすでに示しているが、これから道教委も検討して市町村に具体的におりてくるものと思われる。

- 次回の教育委員会では、委員各位のご意見を伺い、方向を決める審議を慎重に進めてまいりたいのでよろしくお願ひしたい。

#### 4. 議案審議

本日は審議する議案なし。

## 5 協 議

### 第1号 第1学校給食共同調理場PFI事業可能性調査業務の結果概要について

(澤田石 学校教育部長より 概要説明)

- ・ 第1学校給食共同調理場のPFIの事業の可能性調査の報告書を各委員に配布。
- ・ 市議会から報告書が出来上がった時点で、なるべく早く市議会に報告するようにと質疑等の中でもあったことから、今回お配りした分厚い報告書の要約したものを5月14日予定の臨時市議会の席で議員に提示し、6月定例市議会の文教経済委員会で説明する予定。
- ・ 給食運営審議会の方にも諮問を出しているが、建設場所については、イオンの東側、NTTの鉄塔がある南側に土地造成会計が所有している1万平方メートルの用地、準工業地域ということで、民家が建たない場所で比較的配送業務にも支障のない地域である。西の方に片寄っていた調理場を東の地域にもってくることにより、勇払・植苗地区の配送時間の短縮もできることになる。この場所に建設することを前提に今回のPFIの可能性調査を行っている。
- ・ PFIを導入した場合のメリットとして、建設・管理・運営・調理についても民間資金を活用するという考え方で、事業の早期実現が可能になること、民間のノウハウを用いることによって、市の支出する経費建設費やランニングコストを削減できること、市で維持管理する期間が短くて済むこと、事業の透明性が図れて住民の理解が得やすくなるということ、民間業者にとって、連合体を形成して建設と管理運営という2つの仕事を一体的に行うことができることから事業を通じて新たな事業展開が可能となること、一般市民の方から見て税金の有効な使い方ということで期待ができるなどがあげられる。

- ・ デメリットとしては、今まで経験がないため、複雑なアドバイザリー契約、民間委託することによる安全性・食材の確保・提供をどうしていくのかということ、複合的な事業となるため、業者間の連携、密接な打ち合わせをしなければならないことから、リスク・時間・労力・判断が必要となってくることなどが挙げられる。
- ・ 詳しいコスト面の説明は、報告書に基づいて説明（内容については省略）。基本的にPFIを導入しても食の安全を確保できる共同調理場をできるだけ早く実現できること、委託料の支出のみという意味では、歳出も平準化していくことが考えられ、財源的に市の財源を多く使わないで進めることができることから考えると非常に実現性が高く期待が持てると結論づけられている。
- ・ 課題の整理として、現在、第1学校給食共同調理場で働いている正規の職員や臨時職員の方々の今後の職場の提供ということが考えられ、慎重な形で進めていかなくてはならないことがある。さらに、PFI事業を実施した会社（連合体）が成り立っていくのかどうか、場合によって倒産されると事業が立ち行かなくなるので、企業の信用性、会社の経営体質などをきちんとした形で見ていかなければならぬと言わされている。
- ・ 20年経過すると大規模改修を行う必要があり、これをPFI事業の中に入れり得るのか入れないのか、仮に入れないと、大規模改修の費用を市の何らかの形で財源を見出していかなければならない。
- ・ 補助金を確保しないと民間資金の負担に影響が出てくるので、この点だけでも事業が進まなくなる恐れがある。また、リスクの大きい部分で食中毒が発生した場合の調理の関係について、市も監視・管理はしていくが、実質的に誰がやったのかということ

になるので、契約においてどの程度企業体が保険・担保してくれるのか、そういう所もポイントになってくる。

- ・ 第1学校給食共同調理場の改修にあたり、市民団体の方から色々と審議会に諮問をしたことについて、市民の意見を反映させる場をなんとかしてほしいという話があり、5月7日から21日ぐらいの期間で市のホームページ・市役所だよりで諮問をしている3件の内容について、市民の皆さんのお意見を公募することを検討している。理事者の方からもよかろうということで、事前に了解は取り付けているが、ここで出た意見については、審議会の場にそのまま提示してご審議をいただいて、審議会の判断の中で整理していただく予定で考えている。

(吉本委員長) ありがとうございました。今、提出されましたPFIの事業に対して可能性がいかなるものかという調査業務の報告書に基づいて、ご報告いただけたわけでございます。審議会という言葉が部長さんから出ましたが、これは学校給食共同調理場の関連で、この給食センターに関する諮問委員会のことです。

(澤田石部長) 学校給食共同調理場運営審議会になります。

(吉本委員長) 今、ご説明に基づいて、何かご質問ご意見がありましたらお受けしたいと思いますが。なお、先ほどの学校給食共同調理場運営審議会に答申を依頼しておりまして、7月末か8月までに答申をいただくというタイムスケジュールになっていることをこの場を借りてご報告申し上げます。そういう中で部長さんからご説明があったとおりの件ですが、関連してご質問ご意見がありましたらお受けしたいと思いますが。

(佐藤郁委員) PFIのことに関しては開発局のことで少し携わったので、BTOとBOTとの違いのことも説明されてよくわからなかったのですが、少し勉強させていただいて、開発局は移管まで15年ということでPFIを使ってい

るのですが、このBTOに決めるということなのでしょうか。

(澤田石部長) いえ。佐藤郁子委員さんお話の開発局の15年間は所有権移転しませんよ  
というものがBOTという形でございまして、この時は業者が税金を負担す  
るということで、BTOの場合は完成すると同時に市へ移管しますので、  
税金が発生しないという形でございますので、市としては税金を入れても  
らった方がいいのですが。

(佐藤郁委員) 市役所としてはそうなのですが、色々と考えた結果、開発局は15年間の  
BOTをとったものですから、今、BTOが有利と考えられるというお話  
して、もう決まったのかしらと思ったものですから。

(澤田石部長) 決まったわけではございません。あくまでも、前段としてPFIの可能性  
としての報告ですから、これから審議会の答申も受けるわけで、答申の精  
神を尊重しながら、本当に市としてどちらが良いのかというところを今度  
は逆に庁内の財政課も入れて、財政の方が当然、補助にしろ、今後の税収  
の問題にしろ、そういう考え方をもってあたらなければなりませんので、  
そういうことを8月以降に行います。

(佐藤郁委員) 有利と考えられても決めたのだったらすごいなと思いましたが。

(澤田石部長) 違います。

(佐藤郁委員) 建物のメンテナンスも含めると非常に15年というのが、賭けみたいな部  
分があったのと、それで開発局も2つに分かれてPFIを行ったものです  
から、すごく複雑な中で15年という方を選んだものですから、これで、  
BTOがここで取れるならばすごいなと感じたことと、それから、補助金  
の確保率で、比べると低いのですが、今、大学の方でも機械を入れるにあ  
たって、高価なものについては文部科学省の補助金対象を狙って、その隙  
間のところで申請して50%というので、色々考えて85から90%は取  
れるだろうということで、予算を今立てていていますが、この確保率  
ですね、どのくらいなのでしょうか。支障のないところで。

(澤田石部長) 学校給食施設補助ということで、はっきりと決まっているのです。従いまして、全国的な補助申請の割合によって、総額予算は決まっておりますから、そこで私どもが手をあげて、他の市も同じようなメニューに手をあげてくると、正直どこに決まるかというのが難しい話になるのです。他に競争がなければ満度で1件苦小牧市さん、という話になるのですが、複数いれば、優先権を持てるよう運動していかなければならない。

(佐藤郁委員) 私の所は、図書館の貸し出しの関係ですから、いかに需要があつて、どのくらい便利になるかというのを前面に出して書類を作っているのですが、ひとつ、ドライ式とウエット式とおっしゃっていましたが、このくらいの規模でドライ方式が可能なのかどうか。

(澤田石部長) 今まで、私どもの方として、色々と調べて、この調査の中でも調べているのですが、他市、これよりも小さい所で、ドライを行っておりまして、ほとんど今、ドライでないと補助がつかないという。

(佐藤郁委員) 小さな所はできると聞いたのですが、大きくなるとどうかと。

(澤田石部長) 1万1千食の所も実施している所がございますので、基本的には可能との判断をしております。  
例えば、報告書の11ページをごらんいただきたいと思います。そこに今まで11件ほど載せてございます。11ページの下から2番目でございますが、仙台市の新野村学校給食センターというのがございます。だいたい1万1千食、ほぼ同じくらいの調理数を私どもはだいたい9千5百食くらいを考えているのですが、実際には平成17年12月に方針を決めて入れ説明書の公表までいっております。ここはBOTでやっております。

(佐藤郁委員) これはドライですか。

(澤田石部長) ええ。これは全部ドライです。

(佐藤郁委員) そうすると苦小牧でも可能ということですね。ありがとうございました。

(吉本委員長) 私からよろしいでしょうか。私の拙い知識なのですが、整理の意味で、多

分 PFI の事業が可能かどうかの調査業務の報告が出てきまして、これは議会でも文教経済委員会を中心に PFI による研究をしてみたらどうですかという提案があって財政的な調査・研究のための財源がついて、この報告書が出てきたということですね。片や学校給食共同調理場の運営審議会も含めて、あるいはもっと大きな議会そのものは、PFI を絶対にすることを言っていないわけですし、新たに選挙があつて市議会議員さんも変わり、首長さんも変わられて数ヶ月という中で、実際に様々なことを PFI 含めて研究をし、色々な角度から議論をすることは当然必要だとうふうに思うのですが、これが例えば審議会の方から 7 月ないし 8 月に詰問が上がってき、教育委員会も一つの意思を持つわけですよ。

議会で承認をとる時に、例えば、首長さん、理事者側といいますか、この辺との連帶というのが非常に重要になってくるのだろうと思いますが、大変大きな財源が動くことも然りですけれども、非常に政治性を持っている。今、部長さんのお話のあった一つのパブリックオピニオン等々もどのような意見が出てくるのかは別問題として、そういう中で進み方が教育委員会だけ考えるとこの進み方を間違えると大変なことになる。大変なことというのは、理事者側、市長を中心としたものの考え方とこの教育委員会等との離反が出てはいけないと、これから先の話で申しわけないのですが、そういう意味ではこれから慎重な言動というが必要とされるし、色々な意味で我々一人一人が教育委員会として真摯に物事を考えて対応していくなくてはいけないということが、私なりの考えなのですが、ただ、あくまでも PFI 方式が決まっているわけではないということだけは他の委員さんも部長さんもおわかりでしょうけれども、それだけは認識していただきたい。これは一つの提案があつて、それを受けて出された報告書であつて、どのようにするかということは未定であるという確認の意味でお話ししましたが、教育長の方から何かございますか。

(教 育 長) そのとおりだと思います。このPFI方式が出てきた段階というのは、前  
市長の公約の中で出てきておりまして、現市長はこれについては言明して  
おりませんので、どういうふうに動くのか私たちもわからないのです。で  
すから今、外部の意見も聞きながら、という中で可能性調査だけはできた  
ということですので、これからまだ色々と課題をクリアしていかなければ  
ならないのではないかなということですが、担当部長が今、それを詰めて  
いる最中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(吉本委員長) そういうことで、私が申し上げて申しわけなかったのですが、少し整理の  
意味で自分なりのことも含めて、委員の皆さん共々、共通の認識を持って  
いなければいけないのかなと思いました。確認しました。  
それでは、またこの件はまだ協議ですから、今、ここで結論を出すという  
ことはありませんから、一つ新たな視点で今後考えていくということで終  
わらせていただいてよろしいでしょうか。(一同「はい。」の声)

第2号 苫小牧市小・中学校通学区域外通学児童・生徒取扱要綱の一部改正とホーム  
ページ掲載について

(柴崎 学校教育課長、木村 学務係長より 概要説明)

・ 4月11日の校長会議において、連絡事項として通知した。この要綱は昭和58年4  
月1日から施行されているもの。様々な事情によって、本来、学校教育施行令で2つ  
以上の学校がある場合、教育委員会は予め保護者に対して学校を指定しなさいとい  
ふうに規定されており、それに基づき通学区域の指定を行っている。

・ 通常は、住所等で分け、ある程度適切な学校規模を想定して校区を決めて、入学の通  
知書に指定校を記載して、保護者に通知しているが、色々な事情により、決められた

学校にどうしても行けないという場合について、要綱を決めて保護者の申立てによつて、校長の意見を聞きながら、許可を与えている。具体的にどういうような場合で許可できるか、基準が定められているが、今回、校長会議にお知らせしたのは、その一部を文言の部分で変更したものである。

- ・ 変更項目は第2条のどういう場合に通学区域外通学を許可することができるかという部分で、「生徒の身体的な理由により」を「身体的または精神的理由などにより」に変更するなどで、今まで実際の運用では許可してきていたが、いじめなどを理由にして学校と保護者と色々と相談しながら、最終的にどうしても就学の学校を変更しなければならないというケースが増えてきている中で、「精神的理由」という文言を具体的に表現した方がいいのではないかということで、内部で検討した結果、生徒の身体的な理由の文言の中に組み入れることにした。

- ・ 保護者に変更の申立てができるという趣旨をできる限り示しなさいという指示があり、今回から、この要綱についてホームページにも掲載して保護者にお知らせすることにした。

(吉本委員長) はい。ありがとうございました。ただ今、ご説明いただいたとおり、小中学校の通学区域外の通学児童・生徒の取扱要綱の文言の変更といいますか、身体的な理由だけではなくて、精神的な理由などにより、ということを加えたという説明があったとおりでございます。これに関連して、一連の文言を改定していくということで、どうですか、何かこのことに関して、ご質問はありますか。

(佐藤守委員) 文言については特にありませんが、市内でこれを使われている方はどのくらいの数おられるのでしょうか。

(木村学務係長) 18年度の実績ですが、小中合わせると148件の許可をしております。

(佐藤守委員) これは148件出て、全て148件許可になったということでしょうか。

(木村学務係長) そうです。

(佐藤守委員) はい。ありがとうございます。

(吉本委員長) 申請が出て、この要綱に基づいて認めたということですね。

(木村学務係長) そうです。国からの色々な判断する要件というのは、最終的には各地域の

教育委員会が、その地域の実情だとか、地理的条件とかを考慮して決めて

くださいということになっていますので、他の町ではこれで許可していく

も、苫小牧市では認めていませんとか、その逆ということはございます。

今の148件というのは、ほぼこれくらいの件数で年々推移していると思

います。

一番多い例は、学期の途中で転居してしまい、学校が変わるという場合に、

学期中の間まで今までの学校に区域外通学を許可するとか、修学旅行など

の主な特別の活動・行事が終わってから転校するとか、学業のけじめの時

期といいますか、そういうきりの良いところで転校させるというのが多い

です。

それから、新入学時期というのは、4月から新しい学校に入るのですけれ

ども、例えば、4・5月で家を建てて転居する予定があるので、最初から

転居する区域の学校に行かせてほしいというのも多いです。

また、小学6年生と中学3年生については、最終学年で進学も控えている

ということ、児童・生徒の思いなど色々ありますので、保護者の責任にお

いて安全な通学を確保するということで、最終学年については、希望する

保護者・生徒がいる場合について許可しています。

(吉本委員長) ありがとうございます。佐藤守委員さんよろしいでしょうか。

(佐藤守委員) ちなみに前からいじめというのはあったと思うのですが、148件のうち

実際に何件あったのでしょうか。

(木村学務係長) 18年度は、いじめによる最終的な指定校変更したケースは2件ありまし

た。いずれも中学2年生と3年生となっています。

(佐藤守委員) ありがとうございます。

(吉本委員長) 他の委員さん、何か関連してご質問ありますでしょうか。

(鈴木委員) 年々、環境が変わることに、文言の中身というのはどんどん変わっていくのではないかと思いますけれども、例えば、本州の方では今、学校を選んでいくという話が出ています。このような場合も市教委として、この要綱で通しますということでよろしいのですか。

(教育長) これにつきましては、まだ、学校を変えるという特別の理由がないということではなくて、これに該当するようなものは認めるけれども、そうではなくて、こちらの学校が好きだからとか、こちらの学校の学力が高いからということについては認めていません。

(吉本委員長) そうですね。佐藤郁子委員さんはどうですか。

(佐藤郁子委員) 居住の問題が主だと思うのですが、そこだけ認められるのか前回わからなくて伺いました特区の樽前小学校ですが、希望すれば行くことができるのか、それが少しわからなかつたのと、校長先生だけではなくて教育研究所なども絡んだ上の結果として出ているのでしょうか。

(教育長) この第3条の中の2という項目で、第1条の方では、「児童・生徒の保護者は」となっています。学校を経由して希望を出すわけで、当然、学校を経由するということは、校長先生がそのことを知っているということです。校長先生はそれに対して学校としての見解についての文書を出すことになつてますので、全然知らないで急に他の学校に行ってしまったということとはございません。それなりの理由について学校は理解を示すということですので、そういう部分では連携を取り合っている。

それから、樽前につきましては、特認校ということで、市内の学校から通うことができるということになっていますが、ただ、自由にということではなくて、予め何年生何人という枠を定めていますので、その定数の中で

希望があればということで行っております。元々、小規模な学校ですので多くは入れないのですが、今のところそれほどたくさんの方ではございませんから大丈夫でございます。そういう意味でいくと苦小牧はそういう通学の特区を設けているので、統計上は学校の区域外通学を実施している市に含まれております。ただ、今言ったように、すべての小学校が全部ということではございませんが。

(佐藤郁委員) こちらの学校がきれいだから、こちらに行きたいというのはだめなんですね。わかりました。

(吉本委員長) 今、取扱要綱につきましては、そういう文言を改正してこれに基づいて実施するということでよろしゅうございますか。(一同「はい。」の声)  
次にホームページの掲載、これはどうでしょう、問題はないと思いますし、開かれた学校として現状を市民に広く知らしめるということで。

(佐藤守委員) 今まで掲載しないで、今年の4月から掲載したということですか。

(木村学務係長) そうですね、実は国からも道経由でこういう法改正をしているものですから、頻繁にどこまで実施していますか、どういうふうに周知していますか、という実態調査が来ているのです。近隣の市町村からも苦小牧市さんはどのようにされていますかという照会はかなりあるのですが、そういう状況の中で、今回ホームページに載せて広く知ってもらおうということになりました。

(佐藤郁委員) 1年に1回とか、頻繁に変えなければいけないのですか。

(木村学務係長) そういうことはないと思います。こちらの方で何か特別な要件、また要素として加えるということになれば別でしょうが、特段、今の中では、ほとんど保護者や子どもの意向なども聞いて、学校の意見も聞きながら、弾力的に行っております。

ただ、先ほど教育長がおっしゃったとおり、学校選択制、自由選択ではないので、それとは少し別な問題となってきます。

(吉本委員長) それでは、協議第2号でございますが、こういう形で実施をしているということをご理解いただきたいと思います。

### 第3号 教室の空気環境調査の実施状況について

(柴崎 学校教育課長、木村 学務係長より 概要説明)

- 各委員に資料として、平成16年から18年の検査の実施状況を配布。
- 平成12年から厚生省がシックハウス症候群についての対策ということで、室内の空気の各部署の濃度の基準値というものを隨時設定したり検討したりしてきた動きがあり、文部科学省においても学校における化学物質の室内濃度について、色々と独自の実態調査を行っていた中で、平成14年2月に従来あった学校環境衛生の基準というものを一部改正し、ホルムアルデヒドを含む4物質の基準を決めて検査を行うことになった。
- 苦小牧市では予算的なものもあり、内部で検討した結果、平成16年度に初めて検査を実施し、幼稚園1園4教室、小学校19校74教室、中学校15校58教室の合計136教室で実施した。その結果、小学校10校15教室、中学校10校15教室、合計20校30教室で基準値超過の物質が検出された。基準値を超えた学校については、その後通常の授業の実施状態で再度検査を行い、全教室基準値を下回ったという結果が出ている。
- この検査は、朝の8時から夜6時まで10時間測定し、密封状態を作り出し、その中に測定用の機械を設置して空気を採取して分析する方式だが、この16年度はなるべく過酷な条件で実施しなさいということで、夏の比較的暑い時期に数値が上がる傾向

があるので、そういう時期に実施しなさいということで行われた経緯がある。この結果、数値が基準を超えたが、再検査では通常の授業で使用している状況で測定するところが文部科学省から定められているので、それに基づいて検査を実施し、基準値以下であれば通常の授業で教室を使用することは差し支えないとしている。

- ・ 17年度実施分で学校数が少ないので、学校の改修等に着手しているなどの事情があって実施できない学校があったため。18年度からは、基準値の半分以下に下回った場合、検査を省略できるということになっているので、若干減っているものの、12教室で基準値超過という結果が出ている。この12教室も通常の使用下で検査した結果は基準値以下になっているので、問題はない。今後も、日当たりの良い気温の上がるような教室、コンピュータ教室などの普段から密閉して使用されることの多い教室などを各学校4教室ずつ選びながら検査を継続していく予定である。

- ・ 基本的には、同じ教室で経過を見ながら検査をするということで、19年度についても検査をする予定で計画している。特に新しくできたウトナイ小学校では、なるべく汚染物質が起きないような材料を使ったりしているが、古い学校では、机から出でたりする場合もあり、どこから汚染物質が出るのかというのが一番難しい部分で、年数が経っても基準値以下の場合もあり、その当時使った木の成分などによっても違うように聞いている。

- ・ このことが原因で、体調不良を訴えているという報告は現時点では受けていない。この検査を実施するにあたって、初年度の16年度もその結果については保護者に周知しているが、それに加えて、体調不良を訴えている子どもがいれば連絡をするようにと通知している。

(吉本委員長) はい。ありがとうございました。平成16年度から始めました室内における

る空気汚染物質測定調査、ご説明あったとおりでございます。何かござりますか。

(鈴木委員) 室内の空気汚染物質というのは、主にシックハウスの関係でしょうか。

(木村学務係長) はい。ホルムアルデヒドですとか。

(鈴木委員) その中で色んな物質とか、そういう濃度がわかるわけですか。

(木村学務係長) そうですね。

(鈴木委員) はい。

(吉本委員長) 鈴木委員さん、よろしいですか。ホルムアルデヒド中心ということで。はい、佐藤郁子委員さん。

(佐藤郁委員) ウトナイ小学校は大丈夫なのでしょうか。建材を貼り付ける際によく出ると伺っているのですが。

(木村学務係長) ウトナイについては、今の規制の中の基準を全部クリアした材料・塗料を使っているので、そういう意味では苫小牧で一番安全な学校といつていいでしょう。

(佐藤郁委員) 古い学校はかえって危ないという。

(木村学務係長) 札幌市で聞いた時にも、昭和50年代当時に建てた学校が一番検査の結果が悪かったというように、年代というのもあるというふうに言っていますが、ウトナイについてはこれから検査を実施する薬剤師会とも打ち合わせをする中で、新しくできた学校ということもあるので、一度検査をなるべく遅くならないうちにしましょうということで、話は内部でしているのですが、学校引渡しを受けた際に建築サイドで一定の検査は行っているというふうに聞いております。

(吉本委員長) 佐藤守委員さん。

(佐藤守委員) 検査の回数というのは、4物質をシックハウスと同じに実施しているですか。別々には実施していないのですか。

(木村学務係長) 同じです。年1回です。

(佐藤守委員) 基準値の半分以下のは、次回以降省略できるというのは何年もずっと省略できるのですか。

(木村学務係長) 今の予定では、著しく低い数値だという目安が、基準値の2分の1以下というふうに定められていますので、それ以下の時には省略してもいいということで、特に何年後にはしなさいということにはなっていないです。

(吉本委員長) 多分、改修等をした場合は、別条件が出てくるかもしれません。2分の1以下であれば後の検査はいりませんが、改修があった場合には、検査をするということは想像できますよね。

(木村学務係長) それは教育委員会が考える部分なのでしょうが、新設校ですか、大規模改修を行ったとか、その辺は可能だと思いますし、今後必要だと思います。

(吉本委員長) ちなみに変な話ですけれども、こういう調査の経費というのは、もちろん2分の1以下であれば、実施しなくてもいいだろうけれども、学校単位ではこの38校ある中、實際には、ほとんどが対象となっているのですか。

(木村学務係長) ほとんど対象になっていないです。

(吉本委員長) 検査の費用、金額的なことをおおよそで知りたいのですが。

(木村学務係長) 今、薬剤師会さんにお願いしているのは、だいたい1教室1万円か1万5千円くらいの金額で、全体予算5、60万です。

(吉本委員長) そうですか。ありがとうございました。

(佐藤郁委員) 実際にアレルギーを起こした児童・生徒はいらっしゃるのですか。

(木村学務係長) 今のところ、そういう報告は受けておりません。ただ、先日開校したウトナイ小学校の保護者説明会で、分離して行く在学生については学校側が実施するのですが、学校側から色々と施設のことなど色々な質問が出た場合に答えていただくということで、石橋主幹に出席願いたいという要請があり、出たそうですが、その時に私が聞いたのは、ある保護者からたまたまそのお子さんが持病といいますか、アレルギーを持っているそうで、ウトナイ小学校についてはその辺の対応はどのようになっているのでしょうか

かというような質問があったようです。それについては、先ほども言いましたとおり、今の規制の中の基準を全部クリアした建材を使用していると説明していますし、その後、その子がウトナイ小で体調を崩したという報告は受けていません。

(佐藤郁委員) 喘息とか多いですものね、最近。

(吉本委員長) 幸いにして新しい学校で使っている素材は違うのでしょうかけれども、事前にそういうことを含めて対応してきた結果だと思います。体調不良を訴えてくる子どもさん、新設校のみならず、今のところないということで安心しております。ありがとうございました。

(佐藤守委員) 今回、ホームページに安全だということを公表しないのですか。検査していますから安全ですというような、他の地域ではいつ検査して項目、全部あげて安全ですよとホームページに公表しているところもあるのですが、本市として今のところは公表しないということでしょうか。

(木村学務係長) 今のところ、ホームページの掲載はしていません。最初の検査をした当時は、当然、初めて実施するのでその辺の検査の内容ですとか、学校に対する説明もありますし、検出の結果については各学校に伝えまして、数値を超えた場合につきましても、再度、通常の使用下で換気をした形での検査をして、その中で基準値を下回っているので、学校だより等々で特に支障はないということを各学校に周知・報告をさせていただいています。

(吉本委員長) 佐藤守委員さん、そういうことでホームページということではないけれども、当然、検査をした結果は、今お話のあった学校だより等々で保護者その他に報告しているということで、将来的に公表する必要があるかどうかわかりませんが、今のところは間違なく学校に報告しているということですから、よろしくうございますか。

(佐藤守委員) はい。ありがとうございます。

## 第4号 学校遊具の点検について

(照井 総務課長より 概要説明)

- ・ 4月10日に岐阜県大垣市の中学校内にある高さ4m、幅9mの木製遊具が転倒し、児童が負傷するという事故を受けて、苦小牧市ではどうなっているのかということで、別紙資料を配布。
- ・ 平成18年11月20日から22日にかけて、小学校全23校及び山なみ分校の遊具を点検している。これは、遊具を点検するニットメンテナンスという業者の申し出により善意で行っていたもので、定期的な検査ということでは行っていない。随時、学校の申し出、あるいは施設係の点検で危険なもの老朽化したものがあれば、撤去・修繕する等を行ってきている。
- ・ 11月の結果では、判定がAランクからEランクまであり、Eランクが使用不可能というので、至急に修繕あるいは取替を要するというDランクが6校8施設あり、使用休止の措置をとっている。
- ・ その後、4月の岐阜県の事故が報道されて、4月12日から13日にかけて木製遊具の再点検ということで、10校調査した結果が資料のとおりである。
- ・ 今後については、遊具の予算も若干計上しているが、古くなった木製遊具等については都市建設部緑地公園課で公園内の遊具を毎年点検しているので、この分を含めて一緒にできるかどうか検討して、定期的な検査を行う方向で進めている。

(吉本委員長) はい。ありがとうございました。この件に関してご質問ご意見はあります

んか。今、話題性があるけれども、遊具の点検ですか、ニットメンテナンスという業者が善意で行ってくれていた、これは一つのきっかけであります  
たいことですが、これから、行政としては学校施設に対して都市建設部の  
緑地公園課ですか。

(照井課長) 公園の遊具を毎年点検しているのに併せまして、向こうは量が多いので、  
それと一緒に言えばコストが下がるのではないかという観点なのです。

(吉本委員長) なるほど。今後はこういう行政の中で、責任ある立場のニットメンテナンスがだめという意味ではないですけれども、これはこれで行うということ  
でいいのですね。

(照井課長) ここもだめですよと逆に言う立場でもあるのです。

(吉本委員長) 専門的な知識がある。

(照井課長) 一方では、遊具の業者との結びつきもあるのではないかなどと考えています  
けれども、そこは明朗にしていただくということを前提にして定期的に行  
った方がいざという時にも良いということです。

(佐藤郁委員) 公園で事故があると、とってしまってなくなると困ってしまいますもの。  
遊ぶものが何もなくて困りますということがあったはずです。

(照井課長) そこなのです。となるのが一番ということになってしまいます。

(吉本委員長) 更新も、例えば学校で関係のあるものがあるとすれば、その辺コスト的な  
ものも考えて行うと。

(照井課長) 学校だけで行うとどうしてもコストが高くなってしまいます。

(吉本委員長) そうですね。それではよろしいでしょうか。(一同「はい。」の声)

## 6 その他の事項

委員、事務局から特に発議なし。

7 委員会閉会の宣言（吉本委員長）…17時25分

以上のとおり会議の概要を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。